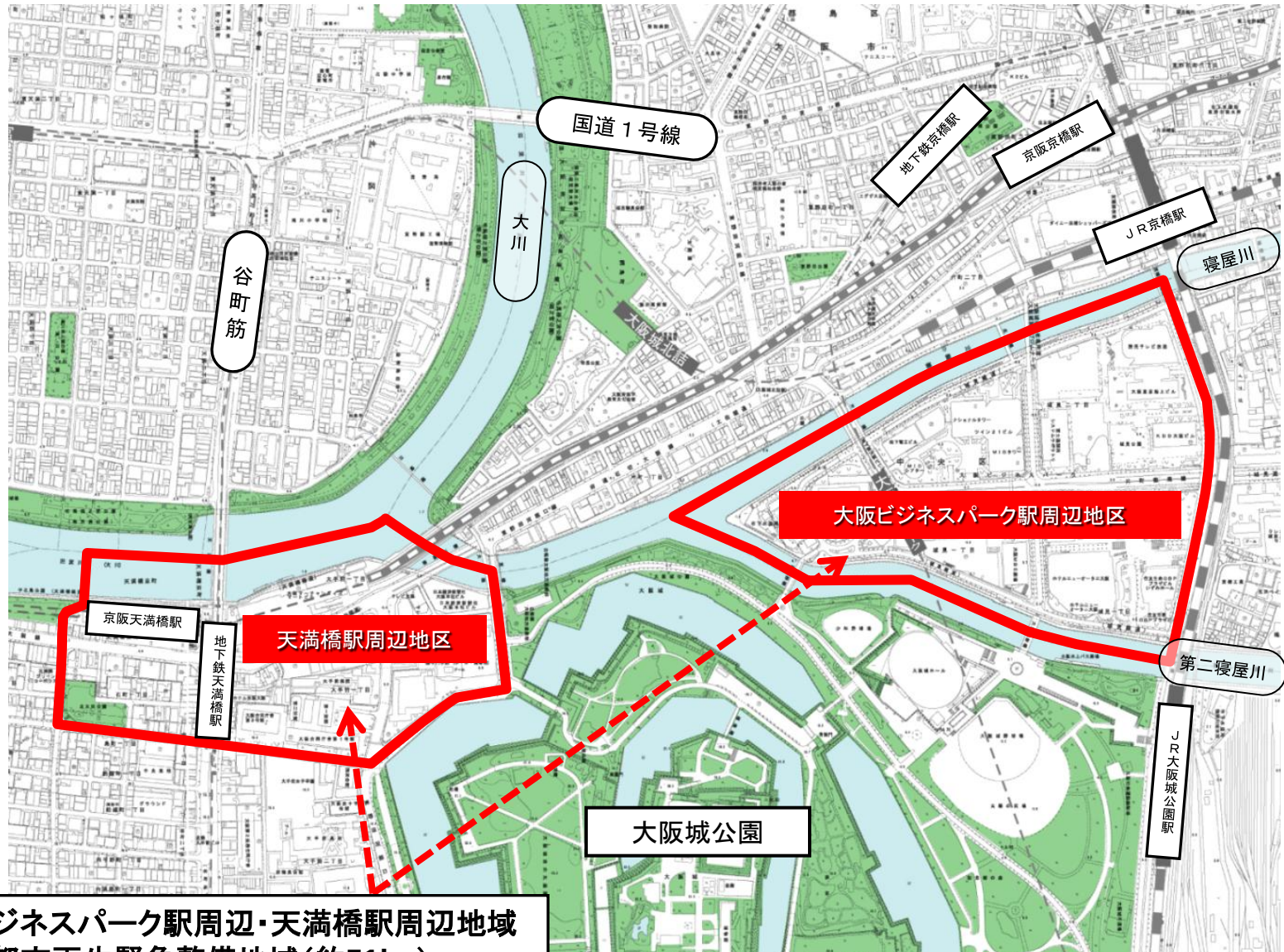


都市再生緊急整備協議会の設立について

大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域 都市再生緊急整備地域



大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域
都市再生緊急整備地域(約51ha)
平成24年1月18日指定

都市再生緊急整備協議会

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。【法第19条】
- 協議会は、都市再生緊急整備地域の「都市再生安全確保計画」を作成することができる。【法第19条の13】

協議会の構成員

(1) 国の関係行政機関等の長【法第19条第1項】

- ① 国の関係行政機関の長のうち本部長(＝内閣総理大臣)
- ② 本部長の委嘱を受けたもの(＝各省大臣)
- ③ 関係地方公共団体の長(＝都道府県知事・市町村長)

(2) 独立行政法人の長等【法第19条第2項】 → (1)が、協議して加えることができる者

- ① 独立行政法人の長
- ② 特殊法人の代表者
- ③ 地方公共団体の長その他の執行機関(関係地方公共団体の長を除く。)
- ④ 地方独立行政法人の長
- ⑤ 都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者
- ⑥ 都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者
- ⑦ 都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者、占有者
- ⑧ 鉄道事業者

地方公共団体

国

民間事業者
など



都市再生緊急整備協議会の役割

都市再生緊急整備地域

「都市再生安全確保計画」

- ・ 滞在者等の安全の確保に関する基本的方針
- ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備に関する事業並びに実施主体及び実施期間に関する事項
- ・ 上記施設の適切な管理のために必要な事項 など

作成

都市再生緊急整備協議会

協議会規約第二条(目的)

協議会は、(中略)「都市再生安全確保計画」及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(都市再生特別措置法第19条の13)

大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会規約(案)について

都市再生緊急整備協議会

協議会の構成(第三条)

1. 内閣総理大臣および内閣総理大臣
の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
2. 大阪府知事
3. 大阪市長
4. 独立行政法人の長、関係民間事業者等

協議会の会長(第四条)

- ・ 協議会の会長は内閣総理大臣
- ・ 職務代理者をあらかじめ指名

都市再生緊急整備協議会会議

会議の構成(第五条)

- ・ 協議会の構成員又はこれらの指名する職員

会議の議長(第六条)

- ・ 会議に議長を定める

会議において協議が調った
事項については、協議会構
成員は、その結果を尊重し
なければならない
(第十一条)

大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会

部会(第十二条)

- ・ 議長は部会を設置することができる
- ・ 部会の構成員は、協議会の構成員
及び部会長が特に必要があると認めるもの
- ・ 部会に部会長を置く

部会の議決については会議で
の議決を得たものとみなすこと
ができる
(第十二条14)

大阪ビジネスパーク駅周辺地域・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議 及び大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会運営要綱(案)について

運営要綱

第二条（会議の基本方針）

- ・ 会議・部会は公開とし、開催に必要な事項は別途定める
→ 傍聴要領
- ・ 会議資料は、終了後、大阪市ホームページに掲載する

第三条（推進組織の設置）

- ・ 部会での協議、調整等に基づいた取り組みの推進を目的とした組織の設置

傍聴要領

- ・ 傍聴を定める定員は10名とする
- ・ 報道機関の傍聴については、記者席を設ける